令和3年度水戸市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項に基づく決算審査

2 審査の対象

- (1) 水戸市歳入歳出決算書
 - ア 令和3年度一般会計歳入歳出決算
 - イ 令和3年度国民健康保険会計歳入歳出決算
 - ウ 令和3年度公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算
 - 工 令和3年度駐車場事業会計歳入歳出決算
 - 才 令和3年度農業集落排水事業会計歳入歳出決算
 - カ 令和3年度東前第二土地区画整理事業会計歳入歳出決算
 - キ 令和3年度公共用地先行取得事業会計歳入歳出決算
 - ク 令和3年度介護保険会計歳入歳出決算
 - ケ 令和3年度介護サービス事業会計歳入歳出決算
 - コ 令和3年度後期高齢者医療会計歳入歳出決算
 - サ 令和3年度母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算
- (2) 政令(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第166条第2項)で定める書類
 - ア 令和3年度歳入歳出決算事項別明細書
 - イ 令和3年度実質収支に関する調書
 - ウ 令和3年度財産に関する調書
- (3) 証書類

3 審査の期間

令和4年7月13日から同年8月8日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準(令和2年水戸市監査委員告示第1号)にのっとり、水戸市 歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿と の照合及び計数の確認を行うとともに、7月15日には、監査委員室において関係職員から説明を聴 取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

水戸市歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、法令に適合し、かつ正確であることを認めた。

2 意見

(1) 収入の確保について

一般会計の調定額に対する収入率は98.6%となり,前年度と比較して0.2ポイント上昇し,特別会計の調定額に対する収入率は96.7%となり,前年度と比較して0.8ポイント上昇した。また,一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は約33億8,700万円となり,前年度と比較して約6億3,400万円減少するなど,滞納初期の速やかな対応や適切な滞納処分等による収納対策の成果が表れている。引き続き,滞納事案に応じた効果的かつ積極的な収納対策に取り組み,収入の確保に努められたい。

(2) 予算の有効かつ効率的な執行について

一般会計の執行率は88.2%となり、前年度と比較して3.0ポイント上昇し、特別会計の執行率は95.1%となり、前年度と比較して0.8ポイント上昇した。一方、一般会計と特別会計を合わせた不用額は約83億5,800万円となり、前年度と比較して約39億8,100万円減少しているものの、予算額に対して多額の不用額を生じている事業も見受けられた。

不用額は、経費の節減や契約差金などにより生じるものであるが、財政状況が厳しい中、様々な 行政需要に応えていかなければならないことからも、不用額の発生理由を検証し、予算計上時に所 要経費の適切な見積りを行うとともに、必要に応じて事業の見直しを行うなど、予算の有効かつ効 率的な執行に努められたい。

(3) 健全な財政運営について

一般会計と特別会計を合わせた実質収支額は、前年度と比較して約31億3,600万円増加し、財政調整基金は前年度と比較して約20億円増加した。一方で、市債現在高は前年度と比較して約71億5,900万円増加するなど、依然として厳しい財政状況となっている。

本市においては、多額の事業費を要する4大プロジェクトの推進に当たり、みと財政安心ビジョンを策定し、健全な財政運営に努めてきたところである。そして、各プロジェクトの全ての事業を完了できる見通しがついたことから、4大プロジェクトの完了後における財政運営の方針を明らかにするとともに、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するための指針として、新たに「みと未来財政プラン」を策定し、本市財務体質の改善に取り組んでいくこととしている。

今後も、少子高齢化の進展による社会保障費の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響に留意 しながら、財政需要に的確に対応できるような財政基盤の確立に努められたい。

(4) 公有財産の適正な管理について

公有財産については、市民共有の貴重な財産として適正な管理が必要であるが、公有財産の記録 管理において、財産の異動に伴う報告に遅れなどが見受けられた。今後は、経営資源として有効活 用を図るため、財産の記録管理だけでなく、資産管理も行えるようなシステムを導入するなど、全 庁的な公有財産の管理体制の構築を検討されたい。

令和3年度水戸市基金運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第5項に基づく審査

2 審査の対象

令和3年度土地開発基金

3 審査の期間

令和4年7月13日から同年8月8日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準(令和2年水戸市監査委員告示第1号)にのっとり、基金の運用 状況を示す書類の計数は正確であるか、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて、関係 諸帳簿及び証書類と照合を行うとともに、7月15日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取 し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、正確であることを認めた。また、基金の運用は確実に行われていることを認めた。

2 意見

基金による用地取得後、償還がされないまま事業に供している土地については、順次、償還が行われているものの、取得後20年以上経過し、一般会計による償還がされないまま道路として供用している土地の保有高は、約10,600㎡、約8億円であり、基金総額の30%以上を占めるものとなっている。

一方,当年度の基金の運用状況については、土地の取得高は約1億3,000万円で、基金総額の約5% にとどまっている。土地開発基金は、事業の円滑な執行を図る上で必要な用地の先行取得を行うために設置されたものであることから、基金の運用状況を踏まえ、基金の適正な規模について引き続き検討されたい。

第3 基金の運用状況

基金の額は2,570,000,000円となっている。当年度の運用状況は、土地取得高6,774.48㎡,132,134,214円,土地引渡高8,942.30㎡,330,762,818円であり、土地保有高は89,476.34㎡,1,891,979,827円となっている。また、現金残高は678,020,173円となっており、これは基金総額の約26%となっている。

なお、基金から生じた収益1,039,418円は、一般会計に収入されている。